

A 日程

平成28年度（2016年度）

横浜国立大学大学院国際社会科学府

専門職学位課程 法曹実務専攻

（法科大学院）

法学既修者コース A 日程

法学未修者コース A 日程

学 生 募 集 要 項

**このPDF版募集要項(抜粋)は見本です。
出願する際は、必ず冊子の募集要項を
請求し、出願書類をご用意ください。**

本専攻は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条に定める法科大学院である。

目 次

1. 法学既修者コースA日程学生募集要項	1
2. 法学未修者コースA日程学生募集要項	10
3. 法曹実務専攻案内	19
4. 入学資格認定申請所定用紙（別紙1～4）（該当者のみ）	31
5. 出願所定用紙（別添）	
(1) 法学既修者コース出願者用	
① 出願書類一覧表（黄色・既修用）	
② 平成28年度（2016年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府 専門職学位課程 法曹実務専攻（法科大学院）入学願書（様式1）（黄色・既修用）	
③ 同 受験票および写真票（様式2および3）（黄色・既修用）	
④ 志願者申告書（様式4）	
⑤ 検定料支払（払込）受付証明書貼付用紙（様式5）	
⑥ 修学年数調書（外国人）（様式6）	
⑦ 払込取扱票（ゆうちょ銀行払込用）、出願用封筒（角2）（黄色・既修用）、 受験票送付用封筒（長3）（黄色・既修用）、住所・氏名記入シール	
(2) 法学未修者コース出願者用	
① 出願書類一覧表（水色・未修用）	
② 平成28年度（2016年度）横浜国立大学大学院国際社会科学府 専門職学位課程 法曹実務専攻（法科大学院）入学願書（様式1）（水色・未修用）	
③ 同 受験票および写真票（様式2および3）（水色・未修用）	
④ 志願者申告書（様式4）	
⑤ 検定料支払（払込）受付証明書貼付用紙（様式5）	
⑥ 修学年数調書（外国人）（様式6）	
⑦ 払込取扱票（ゆうちょ銀行払込用）、出願用封筒（角2）（水色・未修用）、 受験票送付用封筒（長3）（水色・未修用）、住所・氏名記入シール	

試験日程等一覧

(1) 法学既修者コースA日程

事 項	期 日	発表・受付等
入学資格認定審査(該当者のみ)	～平成27年10月9日(金) (必着)	郵送・窓口受付
入学資格認定審査結果発表(該当者のみ)	平成27年10月16日(金)	通知書郵送
出願期間	平成27年11月9日(月)～13日(金) (消印有効)	郵送のみ受付
試験実施	平成27年11月28日(土)	
合格発表 ※	平成27年12月17日(木) 14:00頃	通知書郵送・掲示
入学手続期間	平成28年1月6日(水)～8日(金) (必着)	郵送・窓口受付

(2) 法学未修者コースA日程

事 項	期 日	発表・受付等
入学資格認定審査(該当者のみ)	～平成27年10月9日(金) (必着)	郵送・窓口受付
入学資格認定審査結果発表(該当者のみ)	平成27年10月16日(金)	通知書郵送
出願期間	平成27年11月9日(月)～13日(金) (消印有効)	郵送のみ受付
試験実施	平成27年11月29日(日)	
合格発表 ※	平成27年12月17日(木) 14:00頃	通知書郵送・掲示
入学手続期間	平成28年1月6日(水)～8日(金) (必着)	郵送・窓口受付

下記のことについては本学府ホームページ上でお知らせしますのでご注意ください。
 (URL → <http://www.gsiss.ynu.ac.jp/> 「新着情報」をご覧ください。)

1. 合格発表（試験日程等一覧中「※」印のものを参考として掲載）
2. 入学試験を延期する場合（天災・流行性疾患蔓延など）
3. その他入学試験に関する緊急の周知事項

法学既修者コースA日程 学生募集要項

I 募集人員 5名

II 出願資格

以下(1)～(10)のいずれかに該当し、かつ、2015年法科大学院全国統一適性試験を受験し、本学が別途定める点数以上を得点した者とします。

※出願にあたって必要な2015年法科大学院全国統一適性試験の点数については、別途本専攻ホームページにおいて公表します。

<http://www.ls.ynu.ac.jp/>

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者または平成28年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者または平成28年3月31日までに学士の学位を取得見込みの者(注1)
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者または平成28年3月31日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者または平成28年3月31日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者または平成28年3月31日までに修了見込みの者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者または平成28年3月31日までに修了見込みの者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号)
- (8) 平成28年3月31日において学校教育法第83条に定める大学に3年以上(休学期間を除く。)在学している者で、本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得見込みであると認めたもの(ただし、出願資格(1)該当者を除く。)(注2)
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 個別の審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院が認めた者で、平成28年3月31日までに22歳に達するもの(注3)

(注1) (2)における平成28年3月31日までに学士の学位を取得見込みの者とは、学位規則第6条第1項の規定に基づき大学評価・学位授与機構が定めている要件を満たすものと認定した短期大学および高等専門学校に置かれた専攻科修了見込みの者で、平成27年10月までに大学評価・学位授与機構に学位の授与を申請したものです。

(注2) (8)に該当する者の要件は以下のとおりです。

①在学する大学の2年次終了の時点で、60単位以上を修得し、その修得したすべての単位の3分の2以上が100点満点中80点以上又は優以上であること。

②在学する大学の3年次終了の時点で90単位以上を修得する見込みであること。

なお、(8)で出願した者が、平成28年3月31日までに次の条件を満たさなかった場合には、入学許可後であっても、その入学許可を取り消します。

在学する大学の3年次終了の時点で、90単位以上を修得し、その修得したすべての単位の3分の2以上が100点満点中80点以上又は優以上であること。

(注3) (10)において個別の入学資格審査の対象となる者は、主として「短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者など大学卒業資格を有していない者」または「大学卒業までに16年を要しない国の大学を卒業した者で、大学教育修了後日本国内または国外の大学、大学共同利用機関法人等これに準ずる研究機関において、研究生、研究員等として1年以上研究に従事したもまたは平成28年3月31日までに1年以上研究に従事する見込みのもの」です。

なお、本学大学院学則には上記(1)～(10)に掲げてあるもののほか、次の①～③に掲げる出願資格も

規定されていますが、本年度についてはこれらを適用しません。

- ① 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- ② 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- ③ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

※上記(1)～(10)の「見込み」による志願者については、平成28年3月31日までに該当の入学資格を満たすことができない場合は、入学許可後であっても、その入学許可を取り消します。

Ⅲ 入学資格審査（該当者のみ）

Ⅱの(8)～(10)の資格により出願しようとする場合は、別途入学資格の有無について審査を行う必要がありますので、平成27年10月9日(金)までに下記の書類を提出してください。(郵送の場合は、封筒左端に「LS入学資格認定審査書類在中」と記入し、同日まで必着の書留速達で送付してください。送付先はⅣの2の(2)を参照願います。)

なお、この手続きは、(1)～(7)の資格による出願の場合は不要です。

(8)の資格により出願しようとする場合

- ① 入学資格認定申請書（別紙1）（31ページ）
- ② 横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻入学試験出願資格認定審査調書（別紙2）（33ページ）
- ③ 在籍大学の在学証明書
- ④ 在籍大学の成績証明書（2年次終了時までの成績が記載されたもの）
- ⑤ 3年次履修科目一覧（申請者が3年次に履修中の科目及び単位数がわかるもの）
- ⑥ 在籍大学の履修基準を示す書類（各学年で履修すべき単位数、卒業要件及び開講科目一覧等が記載されているもの）
- ⑦ 2015年法科大学院全国統一適性試験成績証明カード
- ⑧ 返信用封筒1枚（定形郵便用の封筒に住所氏名を明記し、362円分の切手を貼付したもの）

(9)の資格により出願しようとする場合

- ① 入学資格認定申請書（別紙1）（31ページ）
- ② 横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻入学試験出願資格認定審査調書（別紙2）（33ページ）
- ③ 出身大学の在学期間を証明する書類
- ④ 出身大学の成績証明書
- ⑤ 大学院に在籍したことを証明する書類
- ⑥ 2015年法科大学院全国統一適性試験成績証明カード
- ⑦ 返信用封筒1枚（定形郵便用の封筒に住所氏名を明記し、362円分の切手を貼付したもの）

(10)の資格により出願しようとする場合

- ① 入学資格認定申請書（別紙1）（31ページ）
- ② 横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻入学試験出願資格認定審査調書（別紙2）（33ページ）
- ③ 修学年数調書（別紙3）（35ページ）
- ④ 最終学歴の卒業（見込）証明書または在学期間（見込）証明書
- ⑤ 最終学歴の成績証明書
- ⑥ 研究業績および実務経験等申告書（別紙4）（37ページ）
- ⑦ 2015年法科大学院全国統一適性試験成績証明カード
- ⑧ 返信用封筒1枚（定形郵便用の封筒に住所氏名を明記し、362円分の切手を貼付したもの）

※ 審査結果については、平成27年10月16日(金)に本人宛郵送します。

IV 出願手続

1. 出願期間

平成27年11月9日(月)～11月13日(金) (消印有効)

2. 出願方法

- (1) 出願者は、3の出願書類等を一括して取り揃え、上記の期間内に郵送してください。窓口での出願は受け付けません。
- (2) 送付先 〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79番4号
横浜国立大学大学院国際社会科学府
本要項に添付されている封筒(角形2号)【黄色・既修用】を使用し、書留速達郵便で郵送してください。

3. 出願書類等

(1) 必須提出書類

- ① 入学願書 様式1【黄色・既修用】 各項目に必要な事項を記入すること。
入学願書裏面の「社会活動歴特記事項」は、⑤志願者申告書と密接な関連があります。これについては、5ページ「★社会活動歴について★」をご覧ください。
- ② 受験票および写真票 様式2・3【黄色・既修用】
各項目に必要な事項を記入すること。
- ③ 卒業証明書または卒業見込証明書(1ページの出願資格(2)により出願する者は学位授与証明書を提出してください。なお、出願資格(8)及び(9)により出願する者は提出不要です。)
留学生でやむを得ず卒業証書の写しをもって代える場合は、**出願前**に卒業証書原本を、本学社会科学系法科大学院係窓口(9ページ参照)に持参し呈示すること。
- ④ 成績証明書 出身大学の学長または学部長により作成されたもの。

※③と④について、以下のi～iiiに該当する場合は、出身大学の証明書と併せて該当の証明書を提出すること。

- i 大学院修了(見込み)者については当該大学院に係る証明書
- ii 留学歴がある者については当該留学先大学に係る証明書
- iii 短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程等から大学に編入した者については、当該学校に係る証明書

なお、証明書等の使用言語が英語、フランス語またはドイツ語の場合は翻訳を要しないが、それ以外の言語の場合は翻訳文を添付すること。

また、Ⅲ(入学資格審査)で③と④の書類をすでに提出している者は、改めて提出する必要はありません。

- ⑤ 志願者申告書 様式4
「法曹を志望する理由」と「法曹適性に関する自己評価」について合わせて1000字程度で記載したもの。申告書冒頭に作成要領が掲げられているので参照のこと。
ワープロソフト等により作成する場合は様式4に沿って作成すること。
なお、この書類は、①入学願書裏面「社会活動歴特記事項」と密接な関連があります。これについては、5ページ「★社会活動歴について★」をご覧ください。
- ⑥ 2015年法科大学院全国統一適性試験成績証明カード
なお、第4部(表現力を測る問題)解答用紙の写しは提出不要です。
また、Ⅲ(入学資格審査)で既に提出している者は、改めて成績証明カードを提出する必要はありません。

⑦ 検定料支払（払込）受付証明書貼付用紙 様式5

下記要領で入学検定料（以下「検定料」という）を払い込み、その際発行される払い込みを証明する書類を貼り付けたもの。（日本政府の国費留学生は提出不要。）

<p>入学検定料 (日本政府の国費留学生は提出不要)</p>	<p>払込金額：30,000円 払込期間：出願期間に間に合うように払込んでください。 払込方法</p> <p>①日本国内居住の日本人及び外国人留学生志願者 【郵便局・ゆうちょ銀行の場合】 ・本要項に添付されている本学所定の「払込書」を使用してください。（ATMから払込むことはできません。必ず受付窓口で払込んでください。） ・「払込書」の※に、入学志願者（本人）の住所・氏名・電話番号を黒または青のボールペンで正確に記入してください。 ・「払込受領証」および「郵便振替払込受付証明書」を受付窓口から受け取る際には、必ず受付局日附印を確認してください。 【コンビニエンスストアの場合】 ＊セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK・サンクスのみ 店内にある情報端末機を利用して払込を行ってください。（ATMでは振込できません。必ずレジで払込んでください。） 操作手順は29ページの「入学検定料支払い方法のご案内」を参照してください。</p> <p>②海外在住の志願者及び日本国内居住の外国人留学生志願者 クレジットカード（VISA・MasterCard・JCB・American Express・MUFG・DC・UFJ・NICOS）・中国銀聯ネット決済により払込むことができます。 詳細は本学ホームページ（http://www.ynu.ac.jp/）より「入試・入学」をご覧ください。</p> <p>注意事項（①、②共通） 注1． 入学検定料の払込済みを確認する下記証明書（郵便局の場合は受付局日附印を押印して返却する2表のうち大きい表）を、所定の貼付用紙：様式5（検定料支払（払込）受付証明書貼付用紙）の欄に貼り付けて出願書類に同封してください。 入学検定料が払込まれていない場合やそれらが貼り付けてない場合は出願を受理しません。 ①による払込の場合 「郵便振替払込受付証明書」または「収納証明書」 ②による払込の場合 「支払い完了通知のメール画面を印刷した物」 注2． 各支払に係る手数料は、入学志願者本人の負担となります。</p>
------------------------------------	--

※検定料の返還について

1. 返還請求ができるもの

- (1) 検定料を払い込んだが、本学府に出願しなかったとき。
- (2) 検定料を誤って二重に払い込んだとき。

2. 返還額

上記(1)の場合 払い込んだ金額

上記(2)の場合 払い込んだ金額と30,000円との差額

3. 返還請求の方法

「法科大学院入試」と冒頭に記し、①返還請求の理由、②氏名(ふりがな)、③現住所、④連絡電話番号を明記した検定料返還請求願（様式任意）を作成し、必ず払込を証明するを添付して、書留で本学社会科学系法科大学院係（9ページ参照）へ速やかに送付してください。おって手続詳細をお知らせします。

4. 返還時期

手続完了後2ヶ月以内

※災害救助法等の適用地域の被災者に対する入学検定料免除特別措置について

本学では、災害等で被災した受験生の進学のを確保する観点から、入学検定料免除の特別措置を行います。詳細は本学ホームページ（<http://www.ynu.ac.jp/exam/index.html>）をご覧ください。

- ⑧ 写真 3 枚 出願前 3 ヶ月以内に撮影した、縦 4 cm、横 3 cm 上半身脱帽のものを入学願書、受験票および写真票に貼付（白黒、カラーいずれも可。裏面に氏名を記入しておくこと。）
なお、3 枚とも同一のものを使用すること。
- ⑨ 返信用封筒 本要項に添付されている封筒（長形 3 号）【黄色・既修用】に、住所・氏名を記入の上 362 円切手を貼付したもの。
- ⑩ 住所・氏名記入シール 3 枚
合格通知・入学手続書類送付の際使用しますので、各々に住所・氏名を記入すること。

※ ⑨⑩とも、宛名の「殿」を抹消して「行」に直す必要はありません。

★ 社会活動歴について ★

ここでいう「社会活動歴」とは、学校や職場をはじめとする社会生活のさまざまな場面で自己の能力を高め、場合によってはその能力を社会に向けて発揮する機会となった個人の経歴を意味します。この中には、法学以外の専門的知識・経験も当然に含まれます。
あなたが、ここでいう社会活動歴を有する場合には、以下の要領に従い、各々の書類を作成してください。

- ① 入学願書の裏面「社会活動歴特記事項欄」にその社会活動歴の概要を簡潔に記入してください。
- ② 「志願者申告書」では、①で記入した社会活動歴と関連づけて「法曹を志望する理由」及び「法曹適性に関する自己評価」を記述してください。

(2) 任意提出書類

① 「社会活動歴」に関する文書

専門職・専門的技能・外国語能力等に関する資格を証明する文書、一定の資格にもとづく免許・登録等を証明する文書、あるいは必ずしも資格を前提としない専門的職務・活動に従事したことを示す在職証明等の文書、他（免許状等、原本の提出が困難なものについては、そのコピーで可。）

※(1)の①入学願書裏面に社会活動歴特記事項を記載した場合は、その社会活動歴の裏付けとして極力ここに掲げたような文書を提出してください。

- ② 公表された著作物等で学業または職業上の能力・実績を示すもの
出版物、論文等（コピー可）

(3) 外国人受験出願者が提出する書類

- ① 住民票の写し 出願時に在留資格が有効なもの。
ただし、出願に際して、この証明書を提出できない者（一時的に訪問した外国人）は、社会科学系法科大学院係（9 ページ参照）に相談願います。
- ② 修学年数調書 様式 6（Ⅲで③の書類を提出している者は不要）

- ③ 国費留学生証明書 日本政府の国費留学生のみ。
- ④ 留学費用(入学料・授業料・生活費)を負担することを証明する書類
外国政府等派遣生のみ。当該外国政府等により作成されたもの。

(4) 注意事項

- ① 出願手続後は、提出済書類の記載事項の変更を認めません。
- ② 所定の「出願書類一覧表」を用いて、書類の有無の確認、記載事項等の点検を行ってください。(この表も、他の出願書類と共に送付してください。)
- ③ 改姓等により、証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。

4. 法学既修者コースA日程と法学未修者コースA日程の併願について

法学既修者コースA日程と法学未修者コースA日程(募集要項10ページ～18ページ)の両方に
出願することが可能です。(出願書類及び検定料についてはそれぞれ別個に提出・納入が必要
となります。)

V 試験内容と日時等

1. 内容

(1) 法律基本科目

出題形式は、論述式とします。なお、問題には、解答として語句の説明を求めるものが含
まれることがあります。受験者には試験室にて六法を貸与します。

試験科目及び出題範囲

試験科目		出題範囲
公法系科目	憲法	憲法全般
	行政法	行政法総論(行政救済法を含まない)に限る。
民事系科目	民法	民法全般
	商法	①募集株式の発行等(会社法第二編第二章第八節)、新株予約権(会社法第二編第三章)及び社債(会社法第四編)並びにこれに関連する定義規定(会社法第二条)、機関(会社法第二編第四章)及び訴訟(会社法第七編第二章)の分野、②手形法
	民事訴訟法	多数当事者訴訟、上訴及び国際民事訴訟を除いた範囲
刑事系科目	刑法	刑法全般
	刑事訴訟法	捜査・公訴まで

(2) 面接試験

基本的学力のほか、口頭での質問に対する応答能力、特に自己の考えを明確に述べる説明
能力、さらに法曹を目指す基本的姿勢や意欲を見るために行います。

(3) 合格者決定

法科大学院全国統一適性試験、法律基本科目試験、面接試験および提出書類の審査結果を総
合して決定します。

なお、一部の試験の点数が水準に満たない場合は、総合成績が高得点でも不合格となります。

2. 試験の日時・場所および合格発表

(1) 試験

試験日	試験時間	科目名	場 所
平成27年11月28日(土)	9:20～ 10:35	公法系科目	経済学部講義棟1号館
	11:00～ 12:15	刑事系科目	
	13:00～ 15:00	民事系科目	
	15:20～	面接試験	別途通知します。

※1科目でも受験しなかった場合は失格となります。

※面接試験の時間を選択することはできません。

(2) 合格発表

平成27年12月17日(木) 14:00頃

国際社会科学研究所棟掲示板に掲示するとともに、合否についての通知書を郵送します。また、参考として本学府ホームページ上にも掲載します。(http://www.gsiss.ynu.ac.jp/)

なお、電話による照会はお断りします。

(3) 追加合格

入学手続締切期日(「VI 入学手続」参照)後に欠員が生じたときは、追加合格を行うことがあります。実施の詳細等については、合格発表の結果とともに通知します。

VI 入学手続

1. 入学手続書類は合格通知書と共に郵送します。

2. 入学手続期間 平成28年1月6日(水)～1月8日(金) 17:00必着

※ 郵送および本学社会科学系法科大学院係窓口(9ページ参照)で受け付けます。

VII 入学時に必要な経費等

1. 入学金 282,000円(現行額)

2. 授業料(前期) 402,000円(現行額) (年額) 804,000円(現行額)

注1 入学金および授業料は、改定される場合があります。

注2 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新しい授業料が適用されます。

注3 納入した入学金は、いかなる理由があっても返還しません。

注4 外国の政府等派遣生は入学金および授業料の免除申請、文部科学省の『私費外国人留学生学習奨励費』の申請はできません。

注5 ほかに、学生教育研究災害傷害保険(法科大学院生教育研究賠償責任保険付帯)への加入が必要です。保険料は下記のとおりです。

法学未修者(3年分) 7,520円(現行) 法学既修者(2年分) 5,030円(現行)

VIII 身体に障害のある入学志願者の事前相談について

該当者は、受験および修学の上で配慮を必要とすることが起こりえますので、必ず出願する前に次の事項を記した書面により相談してください。書式は任意です。

1. 氏名・生年月日・住所・電話番号
2. 身体の障害の種類・程度
3. 受験に際して配慮を希望する事項
4. 入学後の修学に際して配慮を希望する事項

※ 診断書または身体障害者手帳の写し等、参考資料を添付してください。

書面送付先 横浜国立大学社会科学系法科大学院係（9ページ参照）

Ⅸ 法学既修者コース入学者について

法学既修者コース試験に合格し入学した者は、本専攻で開講する下表の授業科目の単位を修得したものとみなします。

修得したものと見なす授業科目	修得したものとみなす単位数
法学原論、憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ、民法Ⅰ～Ⅵ、商法Ⅰ、民事訴訟法Ⅰ、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ	30単位

参 考 法学既修者について

学校教育法に基づく文部科学省令第16号（平成15年3月31日）第25条は、次のように定めており、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者に対し、1年以内の在学期間の短縮を認めています。3年の修了年限のうち1年の在学期間が短縮される結果、2年の在学期間で修了することが可能となります。

文部科学省令第16号（平成15年3月31日）第25条第1項

「法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、法学既修者という。）に関しては、第23条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。」

このように、法科大学院が法学既修者であるかどうかを判断する基準は、法学部卒業生であるかどうかではなく、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者であるかどうかにかかっています。したがって法学部以外の卒業生であっても、法学既修者コースの入学試験に合格した場合には、標準の3年間ではなく2年間の在学期間で本学法科大学院の修了に至ることができます。

Ⅹ 成績の開示について

1. 不合格者のうち希望者に、入試成績の概要を開示します。（受験者本人の請求に限る）
2. 希望者は、下記期間内に受験番号、氏名、住所」および「平成28年度L S入試成績開示申請書希望」と記した書面を、
 本学社会科学系法科大学院係（下記参照）に郵送してください。
 ・連絡受付期間 平成28年1月6日(水)～5月9日(月)
3. 上記の書面による連絡があった者に、申請手続および開示内容詳細を記した文書と、その申請書用紙を送付しますので、下記期間内に、申請手続をしてください。
 ・申請受付期間 平成28年2月2日(火)～5月27日(金)（消印有効）
4. 入試成績概要の開示申請には、受験票が必要です。

XI 個人情報の取扱いについて

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）の規定に基づく「国立大学法人横浜国立大学の保有する個人情報の保護に関する規則」に則り、出願書類等により志願者から提出された個人情報については、本学府入学者選抜に係る用途のほか、本人の申請に、
伴う入学料免除等の福利厚生関係の資料、本学における諸調査・研究に関する業務にのみ使用し
他の目的に利用、または提供されることはありません。

XII 注意事項

1. 入試に関する問い合わせは、本学社会科学系法科大学院係（下記参照）で受け付けます。
2. 出願書類等および納入済の入学料は一切返還しません。
3. 試験当日は本学発行の受験票とともに、2015年法科大学院全国統一適性試験の受験票も持参することが必要となりますので、当該受験票は必ず保管しておいてください。
また、試験当日は上記受験票と併せて本人確認のできるもの（学生証、職員証、運転免許証、パスポート等）を持参してください。

平成27年 7月

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79番4号

横浜国立大学大学院国際社会科学府

（事務担当： 社会科学系法科大学院係）

T E L : 045-339-3660（ダイヤルイン）

平日8:30～17:00まで（12:45～13:45除く）

<http://www.gsiss.ynu.ac.jp/>

法学未修者コースA日程 学生募集要項

I 募集人員 10名

II 出願資格

以下(1)～(10)のいずれかに該当し、かつ、2015年法科大学院全国統一適性試験を受験し、本学が別途定める点数以上を得点した者とします。

※出願にあたって必要な2015年法科大学院全国統一適性試験の点数については、別途本専攻ホームページにおいて公表します。

<http://www.ls.ynu.ac.jp/>

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者または平成28年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者または平成28年3月31日までに学士の学位を取得見込みの者(注1)
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者または平成28年3月31日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者または平成28年3月31日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者または平成28年3月31日までに修了見込みの者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者または平成28年3月31日までに修了見込みの者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号)
- (8) 平成28年3月31日において学校教育法第83条に定める大学に3年以上(休学期間を除く。)在学している者で、本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得見込みであると認めたもの(ただし、出願資格(1)該当者を除く。)(注2)
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 個別の審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院が認めた者で、平成28年3月31日までに22歳に達するもの(注3)

(注1) (2)における平成28年3月31日までに学士の学位を取得見込みの者とは、学位規則第6条第1項の規定に基づき大学評価・学位授与機構が定めている要件を満たすものと認定した短期大学および高等専門学校に置かれた専攻科修了見込みの者で、平成27年10月までに大学評価・学位授与機構に学位の授与を申請したものです。

(注2) (8)に該当する者の要件は以下のとおりです。

①在学する大学の2年次終了の時点で、60単位以上を修得し、その修得したすべての単位の3分の2以上が100点満点中80点以上又は優以上であること。

②在学する大学の3年次終了の時点で90単位以上を修得する見込みであること。

なお、(8)で出願した者が、平成28年3月31日までに次の条件を満たさなかった場合には、入学許可後であっても、その入学許可を取り消します。

在学する大学の3年次終了の時点で、90単位以上を修得し、その修得したすべての単位の3分の2以上が100点満点中80点以上又は優以上であること。

(注3) (10)において個別の入学資格審査の対象となる者は、主として「短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者など大学卒業資格を有していない者」または「大学卒業までに16年を要しない国の大学を卒業した者で、大学教育修了後日本国内または国外の大学、大学共同利用機関法人等これに準ずる研究機関において、研究生、研究員等として1年以上研究に従事したもまたは平成28年3月31日までに1年以上研究に従事する見込みのもの」です。

なお、本学大学院学則には上記(1)～(10)に掲げてあるもののほか、次の①～③に掲げる出願資格も

規定されていますが、本年度についてはこれらを適用しません。

- ① 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- ② 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- ③ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

※上記(1)～(10)の「見込み」による志願者については、平成28年3月31日までに該当の入学資格を満たすことができない場合は、入学許可後であっても、その入学許可を取り消します。

Ⅲ 入学資格審査（該当者のみ）

Ⅱの(8)～(10)の資格により出願しようとする場合は、別途入学資格の有無について審査を行う必要がありますので、平成27年10月9日(金)までに下記の書類を提出してください。(郵送の場合は、封筒左端に「LS入学資格認定審査書類在中」と記入し、同日まで必着の書留速達で送付してください。送付先はⅣの2の(2)を参照願います。)

なお、この手続きは、(1)～(7)の資格による出願の場合は不要です。

(8)の資格により出願しようとする場合

- ① 入学資格認定申請書（別紙1）(31ページ)
- ② 横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻入学試験出願資格認定審査調書（別紙2）(33ページ)
- ③ 在籍大学の在学証明書
- ④ 在籍大学の成績証明書（2年次終了時までの成績が記載されたもの）
- ⑤ 3年次履修科目一覧（申請者が3年次に履修中の科目及び単位数がわかるもの）
- ⑥ 在籍大学の履修基準を示す書類（各学年で履修すべき単位数、卒業要件及び開講科目一覧等が記載されているもの）
- ⑦ 2015年法科大学院全国統一適性試験成績証明カード
- ⑧ 返信用封筒1枚（定形郵便用の封筒に住所氏名を明記し、362円分の切手を貼付したもの）

(9)の資格により出願しようとする場合

- ① 入学資格認定申請書（別紙1）(31ページ)
- ② 横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻入学試験出願資格認定審査調書（別紙2）(33ページ)
- ③ 出身大学の在学期間を証明する書類
- ④ 出身大学の成績証明書
- ⑤ 大学院に在籍したことを証明する書類
- ⑥ 2015年法科大学院全国統一適性試験成績証明カード
- ⑦ 返信用封筒1枚（定形郵便用の封筒に住所氏名を明記し、362円分の切手を貼付したもの）

(10)の資格により出願しようとする場合

- ① 入学資格認定申請書（別紙1）(31ページ)
- ② 横浜国立大学大学院国際社会科学府専門職学位課程法曹実務専攻入学試験出願資格認定審査調書（別紙2）(33ページ)
- ③ 修学年数調書（別紙3）(35ページ)
- ④ 最終学歴の卒業（見込）証明書または在学期間（見込）証明書
- ⑤ 最終学歴の成績証明書
- ⑥ 研究業績および実務経験等申告書（別紙4）(37ページ)
- ⑦ 2015年法科大学院全国統一適性試験成績証明カード
- ⑧ 返信用封筒1枚（定形郵便用の封筒に住所氏名を明記し、362円分の切手を貼付したもの）

※ 審査結果については、平成27年10月16日(金)に本人宛郵送します。

IV 出願手続

1. 出願期間

平成27年11月9日(月)～11月13日(金) (消印有効)

2. 出願方法

(1) 出願者は、3の出願書類等を一括して取り揃え、上記の期間内に郵送してください。窓口での出願は受け付けません。

(2) 送付先 〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79番4号
横浜国立大学大学院国際社会科学府

本要項に添付されている封筒(角形2号)【水色・未修用】を使用し、書留速達郵便で郵送してください。

3. 出願書類等

(1) 必須提出書類

- ① 入学願書 様式1【水色・未修用】 各項目に必要な事項を記入すること。
入学願書裏面の「社会活動歴特記事項」は、⑤志願者申告書と密接な関連があります。これについては、14ページ「★社会活動歴について★」をご覧ください。
- ② 受験票および写真票 様式2・3【水色・未修用】
各項目に必要な事項を記入すること。
- ③ 卒業証明書または卒業見込証明書(10ページの出願資格(2)により出願する者は学位授与証明書を提出してください。なお、出願資格(8)及び(9)により出願する者は提出不要です。)
留学生でやむを得ず卒業証書の写しをもって代える場合は、**出願前**に卒業証書原本を、本学社会科学系法科大学院係窓口(18ページ参照)に持参し呈示すること。
- ④ 成績証明書 出身大学の学長または学部長により作成されたもの。

※③と④について、以下のi～iiiに該当する場合は、出身大学の証明書と併せて該当の証明書を提出すること。

- i 大学院修了(見込み)者については当該大学院に係る証明書
- ii 留学歴がある者については当該留学先大学に係る証明書
- iii 短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程等から大学に編入した者については、当該学校に係る証明書

なお、証明書等の使用言語が英語、フランス語またはドイツ語の場合は翻訳を要しないが、それ以外の言語の場合は翻訳文を添付すること。

また、Ⅲ(入学資格審査)で③と④の書類をすでに提出している者は、改めて提出する必要はありません。

- ⑤ 志願者申告書 様式4
「法曹を志望する理由」と「法曹適性に関する自己評価」について合わせて1000字程度で記載したもの。申告書冒頭に作成要領が掲げられているので参照のこと。
ワープロソフト等により作成する場合は様式4に沿って作成すること。
なお、この書類は、①入学願書裏面「社会活動歴特記事項」と密接な関連があります。これについては、14ページ「★社会活動歴について★」をご覧ください。
- ⑥ 2015年法科大学院全国統一適性試験成績証明カード
なお、第4部(表現力を測る問題)解答用紙の写しは提出不要です。
また、Ⅲ(入学資格審査)で既に提出している者は、改めて成績証明カードを提出する必要はありません。

⑦ 検定料支払（払込）受付証明書貼付用紙 様式5

下記要領で入学検定料（以下「検定料」という）を払い込み、その際発行される払い込みを証明する書類を貼り付けたもの。（日本政府の国費留学生は提出不要。）

入学検定料 （日本政府の 国費留学生 は提出不要）	<p>払込金額：30,000円 払込期間：出願期間に間に合うように払込んでください。</p> <p>払込方法</p> <p>①日本国内居住の日本人及び外国人留学生志願者</p> <p>【郵便局・ゆうちょ銀行の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要項に添付されている本学所定の「払込書」を使用してください。（ATMから払込むことはできません。必ず受付窓口で払込んでください。） ・「払込書」の※に、入学志願者（本人）の住所・氏名・電話番号を黒または青のボールペンで正確に記入してください。 ・「払込受領証」および「郵便振替払込受付証明書」を受付窓口から受け取る際には、必ず受付局日附印を確認してください。 <p>【コンビニエンスストアの場合】</p> <p>*セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK・サンクスのみ 店内にある情報端末機を利用して払込を行ってください。（ATMでは振込できません。必ずレジで払込んでください。） 操作手順は29ページの「入学検定料支払い方法のご案内」を参照してください。</p> <p>②海外在住の志願者及び日本国内居住の外国人留学生志願者 クレジットカード（VISA・MasterCard・JCB・American Express・MUFG・DC・UFJ・NICOS）・中国銀聯ネット決済により払込むことができます。 詳細は本学ホームページ（http://www.ynu.ac.jp/）より「入試・入学」をご覧ください。</p> <p>注意事項（①、②共通）</p> <p>注1. 入学検定料の払込済みを証明する下記証明書（郵便局の場合は受付局日附印を押印して返却する2表のうち大きい表）を、所定の貼付用紙：様式5（検定料支払（払込）受付証明書貼付用紙）の欄に貼り付けて出願書類に同封してください。 入学検定料が払込まれていない場合やそれらが貼り付けてない場合は出願を受理しません。</p> <p>①による払込の場合 「郵便振替払込受付証明書」または「収納証明書」</p> <p>②による払込の場合 「支払い完了通知のメール画面を印刷した物」</p> <p>注2. 各支払に係る手数料は、入学志願者本人の負担となります。</p>
------------------------------------	---

※検定料の返還について

1. 返還請求ができるもの

- (1) 検定料を払い込んだが、本学府に出願しなかったとき。
- (2) 検定料を誤って二重に払い込んだとき。

2. 返還額

上記(1)の場合 払い込んだ金額

上記(2)の場合 払い込んだ金額と30,000円との差額

3. 返還請求の方法

「法科大学院入試」と冒頭に記し、①返還請求の理由、②氏名(ふりがな)、③現住所、④連絡電話番号を明記した検定料返還請求願（様式任意）を作成し、必ず払込を証明するを添付して、書留で本学社会科学系法科大学院係（18ページ参照）へ速やかに送付してください。おって手続詳細をお知らせします。

4. 返還時期

手続完了後2ヶ月以内

※災害救助法等の適用地域の被災者に対する入学検定料免除特別措置について

本学では、災害等で被災した受験生の進学のを確保する観点から、入学検定料免除の特別措置を行います。詳細は本学ホームページ（<http://www.ynu.ac.jp/exam/index.html>）をご覧ください。

- ⑧ 写真 3 枚 出願前3ヶ月以内に撮影した、縦4cm、横3cm上半身脱帽のものを入学願書、受験票および写真票に貼付（白黒、カラーいずれも可。裏面に氏名を記入しておくこと）。
なお、3枚とも同一のものを使用すること。
- ⑨ 返信用封筒 本要項に添付されている封筒（長形3号）【水色・未修用】に、住所・氏名を記入の上362円切手を貼付したもの。
- ⑩ 住所・氏名記入シール3枚
合格通知・入学手続書類送付の際使用しますので、各々に住所・氏名を記入すること。

※ ⑨⑩とも、宛名の「殿」を抹消して「行」に直す必要はありません。

★ 社会活動歴について ★

ここでいう「社会活動歴」とは、学校や職場をはじめとする社会生活のさまざまな場面で自己の能力を高め、場合によってはその能力を社会に向けて発揮する機会となった個人の経歴を意味します。この中には、法学以外の専門的知識・経験も当然に含まれます。
あなたが、ここでいう社会活動歴を有する場合には、以下の要領に従い、各々の書類を作成してください。

- ① 入学願書の裏面「社会活動歴特記事項欄」にその社会活動歴の概要を簡潔に記入してください。
- ② 「志願者申告書」では、①で記入した社会活動歴と関連づけて「法曹を志望する理由」及び「法曹適性に関する自己評価」を記述してください。

(2) 任意提出書類

① 「社会活動歴」に関する文書

専門職・専門的技能・外国語能力等に関する資格を証明する文書、一定の資格にもとづく免許・登録等を証明する文書、あるいは必ずしも資格を前提としない専門的職務・活動に従事したことを示す在职証明等の文書、他（免許状等、原本の提出が困難なものについては、そのコピーで可。）

※(1)の①入学願書裏面に社会活動歴特記事項を記載した場合は、その社会活動歴の裏付けとして極力ここに掲げたような文書を提出してください。

- ② 公表された著作物等で学業または職業上の能力・実績を示すもの
出版物、論文等（コピー可）

(3) 外国人受験出願者が提出する書類

- ① 住民票の写し 出願時に在留資格が有効なもの。
ただし、出願に際して、この証明書を提出できない者（一時的に訪問した外国人）は、社会科学系法科大学院係（18ページ参照）に相談願います。
- ② 修学年数調書 様式6（Ⅲで③の書類を提出している者は不要）
- ③ 国費留学生証明書 日本政府の国費留学生のみ。
- ④ 留学費用（入学料・授業料・生活費）を負担することを証明する書類
外国政府等派遣生のみ。当該外国政府等により作成されたもの。

(4) 注意事項

- ① 出願手続後は、提出済書類の記載事項の変更を認めません。
- ② 所定の「出願書類一覧表」を用いて、書類の有無の確認、記載事項等の点検を行ってください。（この表も、他の出願書類と共に送付してください。）
- ③ 改姓等により、証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。

4. 法学未修者コースA日程と法学既修者コースA日程の併願について

法学未修者コースA日程と法学既修者コースA日程（募集要項1ページ～9ページ）の両方に
出願することが可能です。（出願書類及び検定料についてはそれぞれ別個に提出・納入が必要
となります。）

V 試験内容と日時等

1. 内容

(1) 小論文試験

法曹としての論理的思考力および文章表現力の資質を見るために行うものです。
時事に関する論説・評論を読んだうえ、これに対する自己の考えを記述する方式によります。

(2) 面接試験

基本的学力のほか、口頭での質問に対する応答能力、特に自己の考えを明確に述べる説明
能力、さらに法曹を目指す基本的姿勢や意欲を見るために行います。

(3) 合格者決定

法科大学院全国統一適性試験、小論文試験、面接試験および提出書類の審査結果を総合して
決定します。
なお、一部の試験の点数が水準に満たない場合は、総合成績が高得点でも不合格となります。

2. 試験の日時・場所および合格発表

(1) 試験

試験日	試験時間	科目	場所
平成27年11月29日(日)	10:30～12:00	小論文試験	経済学部講義棟1号館
	13:00～	面接試験	別途通知します。

※1科目でも受験しなかった場合は失格となります。

※面接試験の時間を選択することはできません。

(2) 合格発表

平成27年12月17日(木) 14:00頃

国際社会科学部棟掲示板に掲示するとともに、合否についての通知書を郵送します。また、参考として本学府ホームページ上にも掲載します。(http://www.gsiss.ynu.ac.jp/)

なお、電話による照会はお断りします。

(3) 追加合格

入学手続締切期日(「VI 入学手続」参照)後に欠員が生じたときは、追加合格を行うことがあります。実施の詳細等については、合格発表の結果とともに通知します。

VI 入学手続

1. 入学手続書類は合格通知書と共に郵送します。

2. 入学手続期間 平成28年1月6日(水)～1月8日(金) 17:00必着

※ 郵送および本学社会科学系法科大学院係窓口(18ページ参照)で受け付けます。

VII 入学時に必要な経費等

1. 入学料 282,000円(現行額)
2. 授業料(前期) 402,000円(現行額) (年額) 804,000円(現行額)

注1 入学料および授業料は、改定される場合があります。

注2 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新しい授業料が適用されます。

注3 納入した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

注4 外国の政府等派遣生は入学料および授業料の免除申請、文部科学省の『私費外国人留学生学習奨励費』の申請はできません。

注5 ほかに、学生教育研究災害傷害保険(法科大学院生教育研究賠償責任保険付帯)への加入が必要です。保険料は下記のとおりです。

法学未修者(3年分) 7,520円(現行) 法学既修者(2年分) 5,030円(現行)

VIII 身体に障害のある入学志願者の事前相談について

該当者は、受験および修学の上で配慮を必要とすることが起こりえますので、必ず出願する前に次の事項を記した書面により相談してください。書式は任意です。

1. 氏名・生年月日・住所・電話番号
2. 身体の障害の種類・程度
3. 受験に際して配慮を希望する事項

4. 入学後の修学に際して配慮を希望する事項

※ 診断書または身体障害者手帳の写し等、参考資料を添付してください。

書面送付先 横浜国立大学社会科学系法科大学院係（18ページ参照）

Ⅸ 法学未修者コース合格後の法学既修者コースB日程への出願について

法学未修者コースA日程に合格した後に、法学既修者コースB日程入学試験に出願することは差し支えありません。（出願書類及び検定料については法学既修者コースB日程学生募集要項（別冊）により改めて提出・納入が必要となります。法学既修者コースB日程出願期間：平成28年1月4日（月）～8日（金）（消印有効））

なお、法学未修者コースA日程入学試験に合格し入学料納入及び所定の入学手続を行った後に、法学既修者コースB日程入学試験に合格し入学する場合は、改めて入学料の納入は不要となります。

参 考 法学既修者について

学校教育法に基づく文部科学省令第16号（平成15年3月31日）第25条は、次のように定めており、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者に対し、1年以内の在学期間の短縮を認めています。3年の修了年限のうち1年の在学期間が短縮される結果、2年の在学期間で修了することが可能となります。

文部科学省令第16号（平成15年3月31日）第25条第1項

「法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、法学既修者という。）に関しては、第23条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。」

このように、法科大学院が法学既修者であるかどうかを判断する基準は、法学部卒業者であるかどうかではなく、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者であるかどうかにかかっています。したがって法学部以外の卒業者であっても、法学既修者コースの入学試験に合格した場合には、標準の3年間ではなく2年間の在学期間で本学法科大学院の修了に至ることができます。

Ⅹ 成績の開示について

1. 不合格者のうち希望者に、入試成績の概要を開示します。（受験者本人の請求に限る）
2. 希望者は、下記期間内に受験番号、氏名、住所」および「平成28年度L S入試成績開示申請書希望」と記した書面を、
本学社会科学系法科大学院係（下記参照）に郵送してください。
・連絡受付期間 平成28年1月6日（水）～5月9日（月）
3. 上記の書面による連絡があった者に、申請手続および開示内容詳細を記した文書と、その申請書用紙を送付しますので、下記期間内に、申請手続をしてください。
・申請受付期間 平成28年2月2日（火）～5月27日（金）（消印有効）
4. 入試成績概要の開示申請には、受験票が必要です。

Ⅺ 個人情報の取扱いについて

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）の規定に基づく「国立大学法人横浜国立大学の保有する個人情報の保護に関する規則」に則り、出願書類等により志願者から提出された個人情報については、本学府入学者選抜に係る用途のほか、本人の申請に、伴う入学料免除等の福利厚生関係の資料、本学における諸調査・研究に関する業務にのみ使用し他の目的に利用、または提供されることはありません。

XII 注意事項

1. 入試に関する問い合わせは、本学社会科学系法科大学院係（下記参照）で受け付けます。
2. 出願書類等および納入済の入学料は一切返還しません。
3. 試験当日は本学発行の受験票とともに、2015年法科大学院全国統一適性試験の受験票も持参することが必要となりますので、当該受験票は必ず保管しておいてください。
また、試験当日は上記受験票と併せて本人確認のできるもの（学生証、職員証、運転免許証、パスポート等）を持参してください。

平成27年 7月

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79番4号

横浜国立大学大学院国際社会科学府

（事務担当： 社会科学系法科大学院係）

T E L : 045-339-3660（ダイヤルイン）

平日8:30～17:00まで（12:45～13:45除く）

<http://www.gsiss.ynu.ac.jp/>

法曹実務専攻案内

本学法曹実務専攻の特徴

1．法学部を擁しない独立したロー・スクール

本専攻は、法学部を有しない大学院で、大学院国際社会科学研究所の一つの専攻として設置されました。法学部などの学部にも所属するいわゆる学部兼任の教授はいません。これは、他大学の法科大学院構想と比較しても珍しいものですが、わが国が制度の導入にあたってモデルの一つとした、アメリカ合衆国のロー・スクールに最も近い形態だということもできます。本専攻の教員は、研究者教員、実務家教員ともに、法曹実務教育に専念して法学教育にあたります。入学を希望する学生には、出身学部が法学部であると非法学部であるとかかわらず、また本学出身者であると他大学の出身者であるとかかわらず、誰に対しても広く門戸を開いています。

2．徹底した少人数指導体制

本専攻は、入学定員25名に対して専任教員が18名です。この専任教員の比率は、文部科学省が定める設置基準を大幅に上回るものです。その中には、法学部を擁する大学の法科大学院の多くに見られるような学部兼任教員は含まれていません。また、本学所属の法律系教員が兼任する科目も多数用意し、専任、兼任をあわせれば、本学の約40名の法律系教員・実務家教員が、本専攻での教育にあたっています。

授業によっては、定員25名をさらに複数のクラスに分割し、できる限り少人数のクラス編成とします。また、アカデミック・アドバイス制度による勉学方法・進路目標の設定や、習熟度に応じたチュートリアルを実施するなど、きめ細やかで手厚い学習指導の仕組みを用意しています。

3．実務家教員の充実～実務家との高度な連携

本専攻は、横浜弁護士会の全面的な協力を得ています。

横浜弁護士会と本学の間では、すでに過去数年間にわたり、精力的に多面的な協議を重ねて参りました。現在、横浜弁護士会からは、専任教員として2名の弁護士の派遣を受けているほか、客員教員等として複数名の弁護士の派遣の協力を得ています。いずれの弁護士も、実務の第一線で活躍されている実績ある弁護士です。横浜弁護士会という本学にとって地元の弁護士会との密接な協働は全国的にも珍しいものであり、また、実務教育として望ましいものでもあります。

実務教育の内容についても、横浜弁護士会は教材開発・教授法について専門チームを組織し、本学教員との間で、教育内容の具体的な提携作業を行っています。

その他、本学が神奈川県下の法学実務教育の拠点となることの重要性から、裁判所・法務省からも、実務家教員の派遣などについて、充実した内容の協力を受けています。さらに、知的財産法などの分野でも、文部科学省などから教員が派遣されています。

4．特色ある法曹の養成

新しい法曹養成制度の中核をなす法科大学院においては、法曹人口の増大とともに、社会のさまざまな分野で質の高い法的サービスを提供することができる法曹の養成が求められています。本専攻では、このような社会的要請に応えるため、市民密着型法務、国際企業法務、税務（租税法務）などの履修モデルを用意し（開講科目一覧および履修モデル参照）、知的財産法、

経済法、労働法、環境法、租税法、国際法、国際私法などの法分野について高度な専門知識を修得できるようにしています。

いわゆる法曹のうち、在野法曹としての弁護士は、自らの法的資質と良心に従い、未成年者や高齢者、一般市民などの法的弱者保護の役割を担う、法治国家における重要な存在であることはいうまでもありません。本専攻においても、そのような在野法曹として、刑事弁護や民事調停などの市民の法的需要に的確に応ずることのできる専門家を養成することを目標としています。また、今日の経済社会の発展に伴い生起している複雑な取引構造を理解し、企業家の法律遵守を先導することのできる法曹としての弁護士も、ビジョンとして想定しています。後掲の履修モデルでは、これらの専門家像を現実のものとするための履修科目案を示しています。

なお、これらの履修モデルは、学科やコースといった制度ではなく、あくまでモデルに過ぎません。実際の学生がどのような科目を履修して法曹資格を獲得していくかは、それぞれの学生の特性、資質、経験、能力などさまざまな要素を個別に検討しなければならず、履修登録に際しては、そのような観点からのアドバイスも行います。

修了要件等

1. 概要

- (1) すべての法曹に共通に必要な法的な資質・能力を身につけるための法律基本科目等のコア科目群と、租税法務（税務）、国際企業法務、市民密着型法務という特定領域に特色を有する科目群を組み合わせた教育課程編成を行います。
- (2) コア科目群として、法律基本科目群、実務基礎科目群、総合演習科目群（研究者教員と実務家教員とが合同で行うことにより、法理論と実務とを統合させ、法学教育を完成させる科目群）を置き、特色を有する科目群として、展開先端科目・群を置きます。それらの基礎を提供する科目群として、基礎法学・隣接科目群を置きます。
- (3) 修了要件は96単位です。

2. 必須修得単位数

必修						選択必修							その他選択必修科目又は選択科目	修了要件		
法律基本科目				法律実務基礎科目	法律実務基礎（総合演習）科目	法律基本科目				法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目			展開・先端科目	展開・先端科目
法学原論	公法系科目	民事系科目	刑事系科目			公法系科目	民事系科目	刑事系科目	Tutorial科目							
2	8	21	8	9	6	4以上	6以上	2以上	4	5	4	4	8			
54						41							1	96		

3. GPAについて

成績評価に応じてGPA（Grade Point Average）値を算出します。

修了するには、2の修了要件を満たす単位修得と共に、GPA値が本学が定める値以上である必要があります。

4. 進級制度

本専攻では、進級制度を導入しています。法学既修者及び法学未修者とも各学年において進級要件に定められた科目について所定の単位を修得しなければ上級学年に進級ができないことになっています。

なお、進級については以下の取扱があります。

進級が認められない場合の成績評価

当該年度に、すでに合格（秀、優、良、可）の評価を得た授業科目の成績は影響を受けません。

同一年次在籍期間限度

休学期間を除き2年間です。これを超えて在籍はできません。

5. 履修登録制限

本専攻は履修登録制限の制度を採用しています。この結果、履修登録した授業科目につき予習と復習の時間を十分に確保することができ、授業で学習したことが確実に身に付きます。

履修登録の上限は、未修1年は42単位、未修2年・既修1年は36単位、未修3年・既修2年は42単位です。

なお、修了必要単位数は96単位ですので、最終年次に修了必要単位数に達するには、未修者は最終年次に必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて18単位以上を修得することが必要になり、既修者は最終年次に必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上を修得することが必要になります。

また、未修者1年次から未修者2年次への進級が認められた場合において、1年次に不合格になった授業科目を2年次に再履修するときは、再履修科目については4単位を限度として履修登録制限の対象としません。

	未修1年	未修2年・既修1年	未修3年・既修2年 (最終年次)	修了必要 単位数
未修者	必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて42単位まで履修登録し得る。	必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて36単位まで履修登録し得る。	必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて42単位まで履修登録し得る。 最終年次に修了必要単位数に達するには、必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて18単位以上を修得する必要がある。	96単位
既修者	(未修1年に配当されている必修科目のうち30単位を修得したものと見なす)	必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて36単位まで履修登録し得る。	必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて42単位まで履修登録し得る。 最終年次に修了必要単位数に達するには、必修科目、選択必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上を修得する必要がある。	

6. 学位等

本専攻を修了した者には、法務博士(専門職)の学位が授与されます。また、司法試験の受験資格が得られます。(修了の日後の最初の4月1日から5年間の期間(受験期間)において5回の範囲内で受験することができます。)

開講科目一覧（平成27年度）

科目名等に変更の可能性があります。

科目区分	授業科目名	単位数			
		必修	選必	選択	
法律基本科目	法学原論	2			
	公法系	憲法	2		
		憲法	2		
		行政法	2		
		行政法	2		
		公法演習		2	
		公法演習		2	
		公法演習		2	
	民事系	民法	2		
		民法	2		
		民法	2		
		民法	2		
		民法	2		
		民法	2		
		民法	2		
		民法	2		
		民法	2		
		民法	2		
		民法	1		
		民法	2		
		民法	2		
民法			2		
刑事系	刑法	2			
	刑法	2			
	刑事訴訟法	2			
	刑事訴訟法	2			
	刑事法演習		2		
Tutorial科目	Tutorial（公法/憲法）		1		
	Tutorial（民事法/民法）		1		
	Tutorial（民事法/家族法）		1		
	Tutorial（刑事法/刑法）		1		
	Tutorial（公法/行政法）		1		
	Tutorial（民事法/商法）		1		
	Tutorial（民事法/民訴）		1		
	Tutorial（刑事法/刑訴）		1		
法律実務基礎科目	法律文献情報	1			
	法曹倫理	1			
	法曹倫理	1			
	民事実務演習	2			
	刑事実務演習	2			
	民事要件事実・事実認定論	2			
	実務民事裁判論		1		
	実務刑事訴訟法演習		2		
	民事模擬裁判		2		
	刑事模擬裁判		1		
	法律相談		1		
	ローヤリング		1		
	渉外弁護士実務		2		
	検察実務		1		

科目区分	授業科目名	単位数		
		必修	選必	選択
法律実務基礎（総合演習）科目	公法総合演習 民事法総合演習 刑事法総合演習	2 2 2		
基礎法学・隣接科目	法医学 法哲学 法社会学 比較法学 政治学原論 公共管理論 国際関係論 国際協力論 法整備支援 特別講義（簿記会計）		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
展開・先端科目	倒産法 倒産法 租税法 租税法 租税法 租税法 経済法 経済法 知的財産法 知的財産法 知的財産法 労働法 労働法 環境法 環境法 国際法 国際法 国際法 国際私法 国際私法 国際私法		2 2	
展開・先端科目	比較憲法 地方自治法 証券取引と法 民事執行・保全法 国際租税法 国際機構法 高齢者法 アジア経済法		2 2 1 2 2 2 2 2	
展開・先端科目	実務登記法 実務ジェンダー法 実務高齢者・障害者問題 実務少年法 実務破産管財業務 実務消費者法 実務医療過誤問題 実務企業内法務		1 1 1 1 1 1 1 1	
リサーチペーパー	リサーチペーパー作成指導			2

履修モデル

本専攻は、 の4で触れたとおり、特色ある法曹をめざす学生のニーズのために、いくつかの履修モデルを用意しています。それを以下に掲げます。

1. 市民密着型の法曹を目指す場合

科目区分	授業科目名	修得単位
法律基本科目	公法系・民事系・刑事系 全37科目	必修39単位 選択必修20単位以上
法律実務基礎科目	法律文献情報、法曹倫理、法曹倫理 民事実務演習、刑事実務演習、 民事要件事実・事実認定論	必修9単位
	実務民事裁判論、実務刑事訴訟法演習、 民事模擬裁判、刑事模擬裁判、法律相談、 ローヤリング、検察実務 などから	5単位以上
総合演習科目	公法系・民事系・刑事系 全3科目	必修6単位
基礎法学・隣接科目	法医学、法哲学、法社会学、比較法学、政治学原論 公共管理論 などから	4単位以上
展開・先端科目	倒産法、租税法、労働法、 環境法、国際私法 などから	4単位以上
展開・先端科目	証券取引と法、民事執行・保全法、高齢者法、 実務登記法、実務ジェンダー法、実務高齢者・障害 者問題、実務少年法、実務破産管財業務、実務消費 者法、実務医療過誤問題 などから	8単位以上
		96単位以上

2. 国際企業法務に精通した法曹を目指す場合

科目区分	授業科目名	修得単位
法律基本科目	公法系・民事系・刑事系 全37科目	必修39単位 選択必修20単位以上
法律実務基礎科目	法律文献情報、法曹倫理、法曹倫理 民事実務演習、刑事実務演習、 民事要件事実・事実認定論	必修9単位
	実務民事裁判論、民事模擬裁判、法律相談、 ローヤリング、涉外弁護士実務 などから	5単位以上
総合演習科目	公法系・民事系・刑事系 全3科目	必修6単位
基礎法学・隣接科目	比較法学、国際関係論、国際協力論 などから	4単位以上
展開・先端科目	経済法、知的財産法、 環境法、国際法 などから	4単位以上
展開・先端科目	証券取引と法、民事執行・保全法、国際租税法、国 際機構法、アジア経済法、実務企業内法務などから	8単位以上
		96単位以上

3. 租税法務（税務）に精通した法曹を目指す場合

科目区分	授業科目名	修得単位
法律基本科目	公法系・民事系・刑事系 全37科目	必修39単位 選択必修20単位以上
法律実務基礎科目	法律文献情報、法曹倫理、法曹倫理 民事実務演習、刑事実務演習、 民事要件事実・事実認定論	必修9単位
	実務民事裁判論、民事模擬裁判、法律相談、 ローヤリング、涉外弁護士実務 などから	5単位以上
総合演習科目	公法系・民事系・刑事系 全3科目	必修6単位
基礎法学・隣接科目	政治学原論、公共管理論、特別講義（簿記会計） などから	4単位以上
展開・先端科目	倒産法、租税法、経済法 国際私法 などから	4単位以上
展開・先端科目	証券取引と法、民事執行・保全法、 国際租税法、実務登記法、実務破産管財業務、 実務企業内法務 などから	8単位以上
		96単位以上

教員紹介

1. 専任教員（50音順 研究課題・派遣元等）

荒木 一郎（あらかい いちろう） 教授 国際法、国際経済法	工藤 昇（くどう のぼる） 教授 実務家教員（弁護士）
石崎由希子（いしざき ゆきこ） 准教授 労働法	齋野 彦弥（さいの ひこや） 教授 刑法、現代刑法理論
板垣 勝彦（いたがき かつひこ） 准教授 行政法	清水 雅晴（しみず まさはる） 教授 実務家教員（検察官）
岩崎 政明（いわさき まさあき） 教授 租税法、租税法と私法、租税行政、租税 争訟法、国際租税	高橋健一郎（たかはしけんいちろう） 教授 実務家教員（弁護士）
岡庭 幹司（おかにわ まさし） 准教授 民事訴訟法	高橋 寿一（たかはし じゅいち） 教授 民法、法社会学、ドイツ法
加藤 峰夫（かとう みねお） 教授 環境法、環境政策	常岡 史子（つねおか ふみこ） 教授 民法（家族法）
金子 章（かねこ あきら） 准教授 刑事訴訟法、刑事手続と報道の自由	芳賀 良（はが りょう） 教授 商法、金融商品取引法
君塚 正臣（きみづか まさおみ） 教授 憲法	渡邊 拓（わたなべ たく） 教授 民法

担当教員については変更になる場合があります。

2. 客員教員（50音順・現職）

飯島奈津子（いいじま なつこ） 客員教授 弁護士	常磐 重雄（ときわ しげお） 客員教授 弁護士
池田 直樹（いけだ なおき） 客員教授 弁護士	藤沖 彩（ふじおき あや） 客員准教授 弁護士
小平 展洋（こだいら のぶひろ） 客員准教授 弁護士	中道 徹（なかみち とおる） 客員教授 弁護士

専門職大学院に関し必要な事項について定める件（文部科学省告示第53号）第2条第2項の規定に基づく「みなし専任」教員

担当教員については変更になる場合があります。

3. 兼担教員 (50音順・研究課題)

青柳 由香 (あおやぎ ゆか) 准教授 経済法	笹岡 愛美 (ささおか まなみ) 准教授 商法
今村 与一 (いまむら よいち) 教授 民法、特に金融法、フランス法	関 ふ佐子 (せき ふさこ) 教授 社会保障法、高齢者法
内海 朋子 (うつみ ともこ) 教授 刑法	田淵 エルガ (たぶち えるが) 准教授 著作権法
掛江 朋子 (かけえ ともこ) 准教授 国際法、安全保障論	西川 佳代 (にしかわ かよ) 教授 民事訴訟法
加藤 雅俊 (かとう まさとし) 准教授 政治学	根本 洋一 (ねもと よういち) 教授 国際私法、国際私法の基礎理論
椋島 洋美 (かばしま ひろみ) 教授 政治学、特にアジア太平洋地域の国際関係、ならびに国家を超えた協力の枠組み	宮澤 俊昭 (みやざわ としあき) 教授 民法
川端 康之 (かわばた やすゆき) 教授 租税法、国際租税法における税源配分、市場メカニズムを前提とする租税改革の法的構造、法の経済分析的アプローチなど	御幸 聖樹 (みゆき まさき) 准教授 憲法
小池 治 (こいけ おさむ) 教授 行政学、政策過程論、政府間関係論	柳 赫秀 (ゆ ひよくす) 教授 国際法、国際経済法
小林 誉明 (こばやし たかあき) 准教授 国際協力	米村 幸太郎 (よねむら こうたろう) 准教授 法理学

担当教員については変更になる場合があります。

4. 非常勤講師 (50音順・現職)

青木 亮祐 (あおき りょうすけ) 弁護士	小池 信太郎 (こいけ しんたろう) 慶應義塾大学大学院法務研究科
糸井 淳一 (いとい じゅんいち) 弁護士	佐藤 啓造 (さとう けいぞう) 昭和大学医学部
伊藤 真 (いとう まこと) 弁護士・弁理士	佐藤 純通 (さとう じゅんつう) 司法書士
内嶋 順一 (うちじま じゅんいち) 弁護士	鈴木 倫夫 (すずき みちお)
大和田治樹 (おおわだ はるき) 弁護士	徳田 暁 (とくだ さとる) 弁護士
折本 和司 (おりもと かずし) 弁護士	成田 信生 (なりた のぶお) 弁護士
小花 和史 (おばな ともふみ) 弁護士	穂積 匡史 (ほづみ まさし) 弁護士
倉澤 守春 (くらさわ もりはる) 裁判官	山内 玲 (やまうち れい) 弁護士
桑原 勇進 (くわはら ゆうしん) 上智大学法学部	芳野 直子 (よしの なおこ) 弁護士

担当教員については変更になる場合があります。